

県庁舎跡地の活用について

【目 的】

県庁舎跡地は、様々な歴史※を持ち、長崎のまちの中心としての役割を果たしてきた歴史的に重要な土地であるとともに、まちなかに立地する大変貴重な県民の財産です。これらを踏まえ、この地の歴史を活かし、新たな交流や賑わいの場の創出につながるよう、隣接する県警本部跡地を含め、幅広い関係者の皆様からのご意見を踏まえ、活用策の検討を進めています。

※岬の教会、長崎奉行所、四代にわたる県庁のほか、森崎神社があったとする文献等も存在する。

【概 要】

県庁舎跡地の活用については、これまで二度にわたる懇話会からの提言や、県議会でのご議論などを踏まえながら検討を進め、令和元年6月に、広場、交流・おもてなしの空間、文化芸術ホールを主要機能とする「県庁舎跡地整備方針」をとりまとめ、同年9月から「県庁舎跡地整備基本構想」の策定に着手しました。

こうした中、県庁舎跡地においては、旧庁舎の解体後、同年10月から埋蔵文化財調査を実施し、江戸時代の遺構などが確認され、県において更に詳細な調査が必要と判断するとともに、文化芸術ホールについては、整備主体である長崎市から現市庁舎跡地で整備したいとの考えが示されました。

令和3年2月に必要な埋蔵文化財調査を完了し、敷地全体の遺構等の状況が確認できたことから、県において具体的な機能の配置や規模等について整理を進め、その後、基本構想素案に対する県議会でのご議論や、パブリックコメント等による県民の皆様からのご意見等を踏まえながら、内容の精査を行い、令和4年7月に、広場、情報発信、交流支援の3つの機能を柱とする基本構想を策定しました。

基本構想では、広場等の整備を進め、早期に賑わいを創出するとともに、利活用状況等を検証のうえ、建物の規模や配置など、その後の整備を検討することとしており、先行して開放していた第二別館跡地に加え、令和4年10月末から旧県庁正面玄関前などの使用可能なエリアから段階的に供用を進め、令和5年9月末からは敷地全体をオープンスペースとして開放しました。

県においては、地域の皆様やプレイヤーの方々、市町や関係団体等と連携したイベントを開催するなど、幅広い利活用を通じて、長崎県の魅力発信や賑わいづくりに取り組んでいます。

こうした利活用状況や検証を踏まえながら、各機能の規模や配置などの具体的な検討を進めてまいります。

【経 過】

平成22年1月	県庁舎跡地活用懇話会の提言（基本理念等）
平成23年1月	県議会からの意見書
平成26年4月	県庁舎跡地活用検討懇話会の提言（用途・機能）
平成26年7月	長崎市からホール機能等の提案
平成28年2月	広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホールの3つの方向性を 中心に検討を進めていく旨を県議会に説明
平成29年2月	県議会からの意見書
平成30年11月	県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方を県議会に説明
令和元年6月	「県庁舎跡地整備方針」を策定
令和元年9月	「県庁舎跡地整備基本構想」の策定に着手

令和元年10月	埋蔵文化財調査（範囲確認調査）に着手（令和2年1月まで）
令和 2年1月	県として、さらに詳細な埋蔵文化財調査が必要との考えを表明 長崎市から、新たな文化施設については現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示される
令和 2年5月	埋蔵文化財調査（内容確認調査）に着手
令和 3年2月	予定していた埋蔵文化財調査完了 先行して第二別館跡地の一般貸付を開始
令和 3年6月	「県庁舎跡地整備基本構想（骨子案）」を策定
令和 3年9月	「県庁舎跡地整備基本構想（素案）」を策定 パブリックコメントを実施
令和 4年6月	「県庁舎跡地整備基本構想（案）」を策定
令和 4年7月	「県庁舎跡地整備基本構想」を公表
令和 4年10月	県庁舎跡地の一部について暫定供用を開始
令和 4年11月	旧県庁正面玄関前、第一別館跡地の一般貸付を開始
令和 5年9月	敷地全体をオープンスペースとして暫定供用、一般貸付を開始